

## 「特別養子制度の見直しに関する中間試案」に対する意見について

子どもの家庭養育推進官民協議会

子どもの家庭養育推進官民協議会は、虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援することを目的とした全国初の官民連携組織として、平成28年4月4日（養子の日）に発足し、加盟39団体が連携して里親委託、特別養子縁組の取組を推進しています。

今回公表されました中間試案に対し、以下のとおり意見を提出します。

### 1. 「養子となる者の年齢要件の見直し」について

当官民協議会では、これまでも、厚生労働省等に対し、児童の最善の利益を実現していくには、特別養子縁組を必要とする全ての児童を対象とする必要があり、養子となる者の年齢要件は、児童福祉法上の児童の範囲と同じ18歳未満とする必要があると提言してきました。

今回公表された中間試案の甲、乙、丙案のうち、15歳以前から重度の身体的虐待・性的虐待、きょうだい児の虐待死亡などの「やむを得ない事由」により家族再統合が不適切と判断され、実親との法的関係を終了させることが必要であるにもかかわらず15～17歳となった場合に、年齢制限の例外として救済することができるのは、丙案のみです。

また、丙案の課題では、「特別養子制度と普通養子制度との関係をどのように説明することになるのか」といったものや「養子となる者に実親子関係を終了させるか否かという重大かつ困難な決断を迫ることとなるが、これは養子となる者にとって酷な場合もあり得るため、このような制度設計をすることは相当地でない」などがあります。

前者については、法的関係を終了しなくても、相続放棄などの手続きが保障されているため、児童期から成人にわたって不利益や影響は無く、普通養子縁組で足りるという考え方が示されています。

しかし、法的親子関係の終了が必要なほどの重度の虐待を受けた児童は、児童期だけでなく成人期まで実親の関わりや接近から守られる必要があります。児童福祉法は、児童を虐待した実親等から守ることを踏まえた仕組みになっていますが、普通養子縁組では容易に実親の関わりや接近が可能な仕組みとなっ

ており、児童や養親を守ることができません。特別養子縁組では、子の戸籍の附票に記載された住所等を知ることができなくなるため、不適切な養育をした親の接触から児童を守ることにつながると考えられます。

後者については、重度の虐待を受けた児童が、自身の心理的安定や自分と養親となる者との親子関係を守るために、将来にわたって実親との関わりを望まないケースも少なくありません。このように、児童が特別養子縁組の成立を希望している場合まで、「酷な決断を迫る」という理由のみで排除することは、かえって子どもの権利（特に意見表明権）をないがしろにすることになると考えます。

以上のことから、当官民協議会では、丙案に賛同します。

## 2 「特別養子縁組成立の手続の見直し」について

当官民協議会では、これまでも、厚生労働省等に対し、実父母の確定的な同意が得られないようなケースに関しては、親子関係を終了させる手続と養親となる者との間での新たな親子関係を成立させる手続を二分し、第1段階の申立てをする者を養親候補者の負担を軽減するため児童相談所長とすることや、この見直しにより、養親となる者の負担を軽減し、特別養子縁組の活用を促進することを提言してきました。このことを踏まえて、今回公表された、甲、乙、丙案の内容を検討しました。

甲案は、申立権者に児童相談所長を加えることで、養親候補者は審判の最初から実親等との対立を回避することも可能となります。また、児童相談所長は、申立時点で養親候補者がいない状況であっても、申立が可能となり、養子適格審判の後に養親候補者を見つける環境も大幅に改善されることにつながると考えられます。

乙案は、申立権者は養親となる者のみであり、養親候補者の負担感や実親等との対立は回避できず、虐待や親の不同意など複雑な事情を抱えている子どもの養親候補者を見つけることが困難になることが想定されます。

丙案は、中間決定で養子適格審判がされた後も成立手続への実親の関与が許され、縁組成立の審判が確定するまで実親の同意の撤回が可能であるため、実親の同意が無いまま、特別養子縁組の機会を提供することとなり、養親候補者

への心理的負担が大きいため、この負担をできる限り小さくする必要があると考えられます。

以上のことから、当官民協議会では甲案に賛同します。

## 【参考】

### 子どもの家庭養育推進官民協議会について

子どもの「最善の利益」の実現のために、すべての子どもが愛情豊かな理解ある家庭環境の下で成長することができる社会を目指して、家族分離の予防や養子縁組・里親委託の推進などの取り組みを進める、自治体と民間団体からなる全国発の組織（任意団体）として、平成28年4月4日に発足しました。

現在、自治体は25団体（県14、市11）、民間団体は14団体、計39団体が加盟し、家族分離の予防や養子縁組・里親委託の推進などの取組を推進しています。事務局は、日本財団内にあります。

#### 1. 参加団体

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、柏市、千葉市、横須賀市、静岡市、浜松市、大津市、奈良市、福岡市、日南市、伊勢市、明石市、  
ヒューマンライツウォッチ、Living in Peace、全国里親会、  
全国養子縁組団体協議会、ケアセット、里親支援センター「なでしこ」、  
CVV (Childrens Views and Voices)、CAPNA (Child Abuse Prevention Network AICHI)、  
G1 サミット、日本ユニセフ協会、日本財団、静岡市里親家庭支援センター、  
日本ファミリーホーム協議会、SOS 子どもの村 JAPAN

#### 2. 役員

会 長	鈴木英敬三重県知事
副会長	河内美舟全国里親会会長
監 事	高島宗一郎福岡市長
監 事	土井香苗国際人権 NGO) ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表